

様式第2号（第8条関係）

令和3年度 第2回いじめ等対策委員会会議録（要点録）

令和4年3月18日作成

会議の名称	令和3年度 第2回島本町いじめ等対策委員会		
会議の開催日時	令和4年2月3日（木）午後2時～3時30分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可・ 一部不可 ・ 不可
事務局（担当課）	教育こども部 教育推進課	傍聴者数	0名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）	島本町情報公開条例第5条		
出席委員	(いじめ等対策委員) 飯田委員、宮本委員、三浦委員、大松委員 (教育委員会事務局) 中村教育長、岡本教育こども部長、山田教育推進課長、 森参事		
会議の議題	1. 令和3年度島本町におけるいじめの現状と取り組みについて 2. いじめ事象の報告と検証について 3. その他		
配布資料	別添のとおり		
審議の内容	別紙のとおり		

令和3年度 第2回島本町いじめ等対策委員会の要点録

日 時 令和4年2月3日(木) 午後2時～3時30分
場 所 島本町役場3階 委員会室
出席委員 宮本 武志副委員長、飯田 享子委員、三浦 潤子委員、
大松 美輪委員
事務局 中村 りか教育長、岡本 泰三教育こども部長
山田 敏博教育推進課長、森 悠介教育推進課参事(庶務)

開 会
教育長あいさつ

案 件

1 令和3年度島本町におけるいじめの現状と取り組みについて (事務局)

○いじめの現状について、資料1に沿って説明。

- ・島本町の令和3年度におけるいじめの認知件数は、令和3年度12月末時点において、小学校10件、中学校3件であり、昨年度からは増加傾向にある。いじめ調査の目的は、いじめを早期に見つけ解決していくためであり、認知件数の多い、少ないにかかわらず、いじめで苦しむ児童生徒を救うために、事案一つ一つを迅速かつ適切に、解決に導くことが重要である。いじめの解消については、令和3年12月末時点において小学校4件、中学校2件が解消しており、小学校6件と中学校1件は、現在も解消に向けて見守り中である。
- ・令和3年度はいじめ事案の態様は、小中学校ともに、ほとんどが「冷やかしかからかい等の悪口を言われるもの」で、その他に「仲間はずれ」や「遊びの中での一人ねらい」「遊ぶふりをしてぶつかられたり、叩かれたりする」「嫌なことや恥ずかしいことをされたりさせられたりする」等があった。休み時間や放課後・下校時の発生が多く、放課後の事案の態様の中には、「オンライン、SNS上での悪口等の書き込み」があった。
- ・いじめ発見のきっかけについては、保護者からの訴えが7件、被害児童生徒からの訴えが3件、被害児童生徒と同じクラスの児童からの訴えが1件、教員の発見が1件、そして、「いじめアンケート」による発見が1件だった。「いじめアンケート」は、子ども一人一人の生活状況を把握し、悩み等をいち早くキャッチし、いじめの早期発見と、いじめ防止の啓発につなげるために、各学期に一度、児童生徒を対象として実施している。アンケートを行う際の「アンケートの名称」は学校により様々だが、アンケートを実施する目的が『いじめの疑いやシグナルを発見し、早期対応につなげること』であることを、教職員や子どもたちと共通認識を図った上で取り組むこと

を徹底している。アンケートの内容は、いじめの有無を直接問うものではなく、『選択回答』形式と『自由記述回答』形式に分けて実施している。アンケートは、各学校で管理職をはじめ複数の教員がチェックする体制をとっている。

- ・いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が届いている証であるため、積極的に認知し、早期対応することが重要である。各校を指導し、全ての教職員に対していじめの定義や認知方法について再度周知、確認を徹底している。いじめのシグナルが入ったときはいじめ対策会議を迅速に開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携しながら、組織的に対応する。また、解決への過程において、いじめ事象をその被害・加害の当該児童生徒だけの課題にとどめず、学級・学年、あるいは学校全体に返しながら、再発防止へとつなげていくことが重要である。

○令和3年度における課題と検証について、資料1に沿って説明。

- ・いじめ事案への対応の1点目は、いじめのシグナルを発見した時点ですぐに情報を共有し、1回目の「いじめ対策会議」を開催し、その上で、事実確認等の対応に入る必要があるということ。2点目は、具体的に、どの行為がいじめに当たるのか、いつ、誰が、どこで、何をしたのか等を明確にした上で、いじめ認知をすることが重要であること。3点目は、いじめ解消の定義について、教職員の理解を促し、いじめ被害にあった児童とその保護者に寄り添い、支える体制づくりが必要であること。4点目は、いじめ事案発生時は、資料「いじめ事案報告対応フローチャート」に基づき、教育委員会との迅速な情報共有が不可欠であること。
- ・いじめ定義と構造に対する共通理解に関して、1点目は、いじめについて教職員間、保護者間、児童生徒間での共通認識を図る取組が必要であること。2点目は、対人関係、コミュニケーションに苦手がある児童生徒への理解不足から、いじめ事案が発生するケースが多いため、児童生徒同士が互いの違いを認め合い、つながることができる学級・学校づくりが必要であること。

○今後の取り組みについて、資料1に沿って説明。

- ・今年度の課題と検証を踏まえ、(1)いじめ事案への対応手順の再確認、(2)いじめの定義、いじめへの対応方法についての共通理解、(3)学校指導体制の見直し、(4)いじめを予防する包括的取り組みについて、教育委員会と各学校が取り組むことを整理。(2)については、共通理解のために「いじめ対応リーフレット」のより有効な活用の仕方を各学校と検討する。資料3—①「活用にあたって共通確認事項（教職員用）」を全教職員に配布、研修を行い、リーフレットを活用した子どもたちへの指導につなげる。保護者に対しても、いじめ予防の授業の様子を学校から発信することなどを通して、共通理解を図る。

- ・学校体制の見直しについては、週1回の「コア会議」や放課後の「合同終礼」等を充実させ、日頃から教職員間でアンテナを常に高く持ち、いじめの早期発見につなげていく。

(意見交流)

- ・認知件数が少ない要因には、「いじめとして認知していないが組織対応を行った」という事案が数多くあることが挙げられるが、いじめ認知していない事案を、受理件数として把握する必要がある。事態が悪化したものだけをいじめ認知しているわけでないという理解も必要であるとともに、受理件数とその内容が分かっていることが、このいじめ認知件数の信頼につながる。認知件数が増えることは決して悪いことではないため、積極的に認知していくことも大切である。
- ・いじめ発見のきっかけについて、被害児童生徒が「誰に打ち明けることができたのか」は、重要である。いじめ報告書のフォーマットに、項目を加えることを検討する必要がある。
- ・いじめアンケートの取扱いについて、アンケートを実施した後、保護者との個人懇談を設定している学校が多いので、被害児童生徒がアンケートに書いた内容を保護者と共有し、対応について確認することができている。今回、アンケートの内容からいじめ認知を行った事案は1件であったが、認知していないが組織対応を行った事案もある。児童生徒の様々な悩みや不安等に寄り添う対応に努めているが、アンケートの取扱いについては、各学校と連携し、再検討する。
- ・いじめ対応リーフレットが、シンプルで分かりやすく、素晴らしい。リーフレットには書かれていない「より具体的な事案」への対応については、対応事例等を共有していけると、なお良い。

2 いじめ事象の報告と検証について

(委員長)

- ・事務局から説明を願う。

(事務局)

- ・いじめ事象について、報告。

(意見交流)

- ・報告内容について、検証と意見交流。

3 その他

(事務局)

- ・いじめに関するはがきについては、令和3年4月10日以降は届いたという報告は、1件もない。